

1 会議名	総務・産業建設常任委員会			
2 日時	平成27年3月11日 (水)			
	開 会	午前10時		
	閉 会	午後1時32分		
3 場 所	第2・3委員会室			
4 出席議員 (7名)	< 委員長 > 梅 村 均	< 副委員長 > 加 納 の り 子	塚 本 秋 雄	井 上 博 彦
	松 浦 正 隆	黒 川 武	横 江 英 樹	
5 欠席議員				
6 説明員 (12名)	総 務 部 長	建 設 部 長	消 防 長	教 育 部 長
	企 画 財 政 課 長	行 政 課 長 他 1	危 機 管 理 課 長	都 市 整 備 課 長 他 1
	秘 書 課 長 秘 書 人 事 G 長	消 防 本 部 長 総 務 課 G 長		

7 付議事件及び審査結果		
	付 議 事 件 名	審査結果
議案 第4号	岩倉市職員等の公益的通報に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第5号	岩倉市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第12号	岩倉市市民活動助成金審査会条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第13号	岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第14号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案 第20号	岩倉市消防団条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第35号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案 第36号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
請願 第3号	安心して住み続けられる公団住宅にするための意見書提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願 第4号	地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書	賛成少数 不採択

議案第4号 岩倉市職員等の公益通報に関する条例の制定について

行政課長より「岩倉市職員等の公益的通報に関する条例施行規則（案）」が配布され、補足説明がありました。

当局の説明を終結し、直ちに質疑に入る。

問 第3条第1項について、書面により通報できる規定になっている。提出方法としては、どのような方法を考えているのか。

答 直接、郵送、ファクス、インターネットによる電子メールでの提出となります。

問 第3条第2項のただし書きの部分。書面提出時に実名を書かなくても、市政の適切な運営に資すると調査委員会が認めれば、受け付けるという解釈でよいか。

答 実名を原則としています。公益的通報が誹謗中傷に利用されることも限りません。責任ある通報を確保するということがあります。また調査するにあたり、通報者と連絡を取ることができた方が円滑に調査できるため実名にしています。

一方で、ただし書きのところでは匿名を認めています。責任ある通報と制度の実行性、双方の観点から認めています。

通報の内容から明らかに法令違反であると確認できるもの、市民生活に大きな影響を及ぼすと認められるものは、実名によらない通報を受け付けることとなります。

問 通報者が、匿名のままで法令違反、不当な事実を書いて提出する。その時点で受け付けるかどうかはしないとしても、そういった事実があるかどうか調査委員会が判断して、匿名のものを受け付けるのか。

答 具体的な通報にかかる事実を記載しての通報になります。一旦調査委員会が受理して、その中身を判断します。それによって、その中身が判断されれば、正式に受け付けます。

問 公務員は守秘義務が課せられています。守秘義務の情報を通報した場合、通報者はこの条例で保護されるのか。また、守秘義務と公益的通報の関係をどのように考えるのか。

答 地方公務員法第 34 条に職員の守秘義務が課せられている。守秘義務と公益的通報を比較した時に今回の条例によって、法令違反や不当な事実を通報することによって公益を図るので例外となります。よって、守秘義務違反にはならないと考えます。

問 第 10 条に不利益な取扱いの禁止の規定がある。この規定に違反した場合の罰則の規程はないが。

答 不利益な取扱いをした場合は、地方公務員法第 29 条で懲戒処分になるので、罰則規定を設けていません。

問 通報者自身が法令違反や不当な事実に関与している場合、通報者が懲戒処分の対象となるのか。指示命令があれば、やらざるを得ないことがある。職員が良心の呵責に耐えられず通報する場合が出てくる。

答 原則論で申し上げますと、公益的通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いを受けない規定はありますが、通報者自身が第 2 条第 2 号に掲げる違反や不当な事実に関与していれば、懲戒処分を受ける可能性はあります。ただ、上司の命によってせざるを得ない場合は、直ちに懲戒処分にならないこともあります。個々の事例の判断によると思います。

問 標準処理期間は何日か。

答 通報の内容によって調査に要する時間がさまざまのため、標準処理期間

は設けませんでした。公益通報者保護法では、通報を受けてから 20 日以内に受け付けたことを通報者に通知することになっていきますので、そういう取扱いをすることと、調査委員会は調査の状況を必要に応じて通報者に伝えることで運用していきたいと考えております。

問 外部の者からの通報は、どうなるのか。

答 外部の者からの通報は、市民の声、監査委員への住民監査請求、行政訴訟手続きを行っていただくこととなります。

問 公益的処理委員は何名の配置か。

答 1 名です。

問 調査委員会の進捗状況を通報者に知らせる規定が見当たらないが、どのように考えているか。

答 調査の状況を必要に応じて伝えることとなります。

問 先程の発言で守秘義務違反にならないと思われるという「と思われる」という発言の根拠は。

答 この条例第 3 条に通報することができます。権利として認められていることです。また、判例を調べる中で、違法性の話と守秘義務で守秘義務違反にならないという裁判例もあるので、そういったものを根拠に守秘義務違反にならないと考えます。

問 法的に見て問題がある、法令条例に違反する法的に疑義があると判断が分かれる場合、通報例に当たるかどうか。

答 疑義が生ずれば通報の対象となります。

問 公益的通報のトップが副市長、副市長が判断して取り扱わない可能性がある。そういった場合に第15条第1項第4号で受けられるということによいのか。

答 最終的に処理委員が受け付けるかどうかを判断します。通報を行おうとする前に既に通報がされていて、その通報によって他の人が不当な取扱いを受けているという事実があるのを想定しています。制度として処理委員に直接通報できるので、状況に応じて可能かと考えます。

問 組織的にオーケーというものを第三者機関では不利益な取扱いをしてもらえるということができるのではないか。柔軟な対応をやらないのか。

答 事務局が判断するものでありません。調査委員会が関係することには、関与しない規定があるので、総合的に判断されると思います。

問 第15条第1項第4号で信ずるに足りる相当の理由の「信ずる」は処理委員か通報者かどこに当たるのか。

答 通報者であり、処理委員の両面があります。

問 通報者が信ずるに足りるということで通報ができる。また、受付ける方も信ずるに足りる相当の理由があると認識して初めてできる。それとも信ずるに足りる理由があるからということで通報者が処理委員に言えるのか。

答 通報する方が先なので、通報はできます。

問 通報と受付は別なのか。

答 別です。

問 施行規則第4条にある連絡先というのは、何を連絡先とするのか。

答 電話番号、メールアドレスを想定しています。

問 第7条は「行政課長に当該調査の補助をさせることができる」となっているが、行政課長は拒否もできるのか。

答 拒否という意味ではありません。

問 拒否できないということの判断でよいか。

答 処理委員から依頼されれば拒否できないと考えます。

問 定義の中で、人の生命、健康とあるが当初は身体だったと思うが健康にした理由は。

答 例えば環境を害している事実があり、その状況を是正するような権限を市が有している場合に、市で是正してほしいというような時、それを通報するようなことで健康という言葉が適正と判断しました。また身体も含めて健康という言葉を使わせてもらいました。

問 当初は身体だったが、途中から健康になったという解釈でよいか。1月20日の全員協議会の資料には、人の生命、身体財産となっている。

答 概要という形で説明した段階では、そうなっていました。その後総合的に判断し、最終的に健康という言葉に整理しました。

問 市長等の中に監査委員とあるが、議選の監査委員は含まれるか。

答 含まれます。

問 コンプライアンス法令遵守、不当要求行為、要望は、この中で処理できるのか。どのように解釈するのか。

答 この条例の成り立ちは、岩倉市自治基本条例第20条の規定が出発点です。そこから具体的に検討してこの条例を作ってきました。今回の条例については、公益的通報について取り扱うことで考えています。市民からの意見や要望は、今後の検討材料になります。

問 市長と市議会議員は、政治倫理条例の中でやっていくことでいいのか。

答 市長は組織のトップであり、通報対象となる事実があれば自らが是正する立場です。労働基準法の労働者ではないので、解雇の不利益を受ける立場にないということから今回の通報等ができる職員等から除いています。また市議会議員の皆さんは、市議会で質疑の機会が保障されている。地方自治法第 100 条の調査権もあるので一定通報に変わる機会が与えられていることから除いています。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 4 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第5号 岩倉市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第5号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第12号 岩倉市市民活動助成金審査条例等の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 地域公共交通会議とデマンドのセクションが違う。秘書企画課が地域公共交通会議に当たるのか。地域の交通問題というのは経済問題でもあり、商工農政での議論も地方公共交通会議の問題では必要でないかと思う。地域公共交通会議とデマンドの違う理由をもう少し詳しく説明してほしい。

答 地域交通会議は、市の公共交通のあり方全体を協議する会議です。来年度でいうと送迎保育ステーションの交通のあり方や市だけではなく、民間が行う交通も検討する会議体です。所管については、交通対策事務を所掌する秘書企画課が妥当だと考えています。デマンド交通は、公共交通の一つの形態であり、岩倉市では協働推進課で所管することに決しております。交通安全対策のところでは所管した方が良いのではないかと福祉的などころで等の議論はありますが、協働推進課で担当していくことに問題ないと思います。

問 秘書企画課が交通問題を所管するということが、どういう状況なのか。他の交通問題については、どういった分野を考えて、秘書企画課が所管するのか。

答 現在でも、交通問題については企画財政課で所管しているものがあります。例えば、尾北地区広域交通網対策も企画財政課で実施しています。名鉄等に要望に行く活動に同行しています。もし、バス路線が新設、電車の路線変更があれば地域公共交通会議で扱うこととなります。

問 秘書企画課がいろいろな政策を抱えすぎているのではないか。

答 総務部がいろいろな政策を持ちすぎているということで、今回の組織機構の見直しを行い、改善を図ります。今、抱えている課題の一つが交通問題であり、担当するところも含めて、今後、どうしていくかというのが今

後の課題です。

問 今回は、総務部の中で切り分けたが、今後は経済問題などとして検討していくのか。

答 そのあたりのところを含めて、全体としてどうしていくかは考えていかなければならないと思います。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第12号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第13号 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第13号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第14号 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 条例改正の中で出てくる給料表の水準を平均2%削減することは、人事院勧告に出ていたものであるか。

答 昨年出された人事院勧告に基づき提案したものであるので、12月と同様のものです。

問 2%引き下げることで、職員の生涯賃金は、どのように変わっていくのか。具体的に算定したものはあるか。

答 総合的な給与の見直しということで、職員の退職までの賃金への影響額について算定したものがありません。30歳、40歳、50歳の3つに限定して算定しました。その職員が平均的な昇給をした場合、退職金を含めて30歳は約350万円のプラス、40歳は約270万円、50歳は約150万円のプラスになります。

問 最終的には、どこまで昇格した場合で算定しているか。

答 全職員が部長になったものとして試算しています。

問 課長や主幹までの試算はしているか。

答 しておりません。

問 地域手当を含めた生涯賃金ということでよいのか。

答 そのとおりです。

問 今は、地域手当が未来永劫続いていく状況であるのか。

答 地域手当は現在3%を支給しています。来年度4%、再来年度5%、その次は6%という試算をしています。地域手当はそのように続いていくも

のであると思っています。

問 地域手当は不安定であると認識している。一時はなくなると言われていたが、今後の見通しはどうか。

答 地域手当は、公務員の給与に地域の民間企業給与水準を反映させるといったものであります。少しアンテナ不足かもしれませんが、今のところ、なくなるといふ方向性は聞いておりません。

質疑を終結し、討論に入る。

〈反対討論〉

議案第 14 号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」の反対討論を行います。

昨年 12 月制定、施行された「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」と対をなす人事院勧告の問題を包括しています。私どもは、12 月議会に対して、その問題についての問題点を指摘し、反対をしております。また、今回、生涯賃金的には上がる状況がありますが、地域手当を包括しているものであり、地域手当の問題について言えば、不安定要素もあり、このまま続いていくかどうかという疑念があります。そういった意味で言えば、生涯賃金についても変動する可能性を十分含んでいる。以上の点により、議案第 14 号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」反対とさせていただきます。

〈賛成討論〉

議案第 14 号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」の賛成討論を行います。

先程、説明していただきました給与制度の改正を図るためということです。給与制度の総合的見直しについては、国においても、地域における官民給与

の実情を把握した結果、必要な措置を講ずることとしたもので、国家公務員の給与制度を基本にすべきであるとする、地方公務員法の給与改定の原則に基づき改正するものです。以上のことから、議案第 14 号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成いたします。

討論を終結し、採決に入る。

採決の結果、議案第 14 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第20号 岩倉市消防団条例の一部改正について

〈本会議での質疑の回答〉

本会議の質疑における消防団員の操法訓練の出席状況の過去の経緯はどうかについてですが、23年は1日平均31名、24年は33名、25年は32名、26年は38名で推移しています。

説明を終結し、質疑に入る。

問 消防団は全国的にも確保が難しいという中での取り組みである思っている。消防団は原則として市町村で設置・管理する機関で、ボランティアとは思われているが、団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員である。国から交付税は、新聞によると年額報酬は一般団員が3万6,500円で、出動手当は1回7,000円である。訓練手当は、国からの交付税から予算を組んでいるのか。

答 手元に交付税の算出の基礎となる資料はありませんが、もともと交付税につきましても、標準的な団体であれば、消防団員が何人必要であるとか、消防団員の手当はいくらが適当であるとか、消防職員についてもそうですが、それを算出するための基礎が7,000円でありまして、今回、市で定める条例と必ずしも一致しているものではないと思います。近隣市町の手当の上限額を見ても、7,000円までとなっているところはないと思います。

問 出動手当が1回7,000円であるので、岩倉市は何回という形で、交付税が積算されているのか。

答 標準的には何回出動するかという積算はされていると思いますが、資料が手元にないので、詳細についてはお答えできません。

(要望) 調べられたら、あとで教えてほしい。

〈議員からの要望の回答〉

交付税における消防団員の手当ですが、標準的な市町でどれくらいの費用が掛かるかで算定しています。国では、人口が10万人、面積で160平方キロメートルが一般的な市町村の規模であるとして算出しています。その場合に消防団の手当にかかる経費は2,300万円くらいかかるという基礎になっています。この2,300万円を算出するのに1日当たりの手当が7,000円となっています。それを割り返すと出動訓練回数が3,300回程になります。先程の規模の市町村であれば、消防団員は14分団、563人程度必要であると示され、1人当たりにすると6回となります。岩倉市では、予算上2,700回程で積算しており、88人で割ると1人当たりでは多くの回数となります。

問 今回、地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の訓練手当を上げるということだが、この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律とはどのようなものなのか。

答 この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、また、近年の局地的な豪雨や台風、多くの災害が頻発していること、これにより地域防災力の重要性が増大していることを勘案する中で消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図っていくべきという内容の法律です。

問 地域防災力の充実強化というのは、どういうことをいうのか。

答 この法律の内容では、消防団の強化、事業者の協力、地域防災組織等の訓練における消防団の役割等々を明確にしています。

問 第4条関係の中で、地方公共団体の責務が定められているが、消防団だけに限らず、自主防災組織の強化の問題も包括していると思う。その問題についてはどう考えているのか。

答 岩倉市は、地域の防災力の要となる消防団員を中心として自主防災組織をより強化していく。また、そのために市を挙げて支援していかなければならないと考えています。

問 この法律は、消防団のみを取り上げているものではないと思うがその理解でよいか。

答 そのように理解しています。

問 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、消防団員だけではなくて、地域防災力の充実ということで自主防災会についても規定されているのではないのか。

答 市においても、地域防災力の充実強化を図る責務を有するという第4条の規定があります。このことにつきましては、自主防災会に対しまして、平成27年度から防災対策用備品整備費補助金の補助率の拡充を図っていく予定です。これまでは、軽可搬動力ポンプは4分の3以内、それ以外の備品については3分の1以内でしたが、備品の他に、食料や備蓄用の水も対象とし、補助率も発電機や備蓄倉庫、救助器具等を3分の2に引き上げ、補助率の拡充を図ります。また、自主防災会の育成については、防災リーダー研修会を開催しています。昨年は11月12日に豊田市の防災学習センターの視察を行いました。また、地震防災講習会や地震防災講習会のフォローアップ講習会等を開催し、自主防災会の育成を図っています。その他、自主防災会の防災計画作成についても啓発を図っています。

問 地域防災計画の中での自主防災組織の充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるとなっているが、どう考えているのか。

答 地域防災計画の地震対策計画編の災害予防計画では、自主防災組織の育成・活動について記載しています。その他、充実強化に関する事項については、今後検討し、必要に応じて、地域防災計画に反映できるものは反映

していきたいと思いをします。

問 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を危機管理課でも読み込んでほしい。また、地域防災力の充実強化の問題では消防を含め、危機管理課の中で総合的にどうしていくかという提案をしてもらいたい。

答 今回の法律の趣旨は消防団を充実していくことで、地域の防災力も合わせて強化していくものであり、消防団員をまずは中核とすることが法律の趣旨であると理解しています。消防団と地域自主防災会が協力しあって、岩倉の消防組織として充実していきたいと思いをします。

(要望) 消防団もあるが、地域防災力をどう進めていくかが法の目的であると思う。消防団も自主防災会も同じ並びであり、その中に具体的な問題として消防団もあり、自主防災会もあると理解している。また、そのあたりについて教えてほしい。

問 深夜火災については、延焼防止ということも考えると半焼であっても全焼扱いぐらいの手当を出すべきであると思う。担当分団によっては朝まで待機させることもあり、次の日の仕事に支障が出てくる。そこは大目に見るべきであると思うが、どうか。

答 ご指摘のとおりです。全焼であれば、1回につき2,000円と定めています。この1回が、時間を問わず2,000円ということに対しては、幹部を含め協議していきたい。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第35号 岩倉市道路線の廃止について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 356号線は、どのような経過で市道認定していたのか。

答 昭和55年に一括認定のときに、道路とみなして誤認定しています。

問 現況はどうなっているのか。

答 現況は舗装されていて側溝はありません。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第36号 岩倉市道路線の認定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 認定の要件として延長はいらぬのか。

答 議案としての延長はいらぬです。

答 告示要件として、延長は入っておりません。

問 距離は、別個に示されるのか。それとも、事務的に書類の中だけの話なのか。

答 道路台帳等を修正しますので、その段階で、追加する延長はプラスしていきます。

問 566号線は、議案説明の段階では実測できていないと聞いているが、いつ行われ、議会に報告があるのか。

答 本会議で申し上げた延長については、告示には出てこない延長ですが、道路台帳を修正していく上で、業者がチェックをかけ、小数以下の世界で数字が変わってくる可能性があります。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

請願第3号 安心して住み続けられる公団住宅にするための意見書提出を求める請願書

紹介議員の説明を省略し、質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、請願第3号は、全員賛成により採択すべきものと決した。

請願第4号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書

請願人からの意見陳述の申し出があり、これを認める。

〈請願人の意見陳述〉

曾野町の伊藤です。今回の請願に関し3・11後、原発災害に日本が苛まれることになり、国策と言えるところでの問題が、あちこちで議論されるようなことになり、賛否両論どちらも真剣に考えて、次の日本のために熱く議論されていると思うのですが、私は割と無関心でしたが、無関心でいられないなという事態になって、さまざまところで意見やパブリックコメントを書いております。今回は請願書に書いてありますように沖縄県の状況に関心をずっと持っておりまして、インターネット上で公開されております一般市民の動画をリアルタイムで拝見しておりまして、その状況は本当に市民の方と関係部署の方とのあまり見たくない光景が続くようなふうでした。こちらの報道では、たいしたことのない扱い方をされ、別の報道によれば由々しき事態だと報道されております。一般市民としては、今回の事態を沖縄だけの問題と考えておりませんので、例えば産業廃棄物の問題であるとか、国策と言える大きな事業で、地域に多大な影響を与えるかもしれない問題が起きたときに地域の意見はどれくらい受け入れてもらえるかということ考えたとき、今回の辺野古の事態はあまり気持ちよく見ていることができなかつたので、この際何か私も言葉にできたらなということで、長野県のほうで、このような参考にさせていただいた請願を出すということで、私でもできるかもしれないということで、一部精査してお持ちした次第です。思うところはたくさんありますが、強引に国がトップダウンで地方にやれということでは、地域の住民も地域の自治体も何も抵抗できなのかと思うと、ひょっとしたら本当ならば地方自治は私たちの声を聴いてくれるのに、国までわざわざ私たちが直接行かなきゃいけないのかというふうになってしまうのですから、地域自治が一体何であるのかを見極めさせていただくのが私の最大の目的です。このことについては、

書いてあるとおりですが、私としての陳述はこれくらいにしたいと思いません。

本町の新城正男と申します。今回の冒頭に意見書の請願にこの委員会で審議に付されたことに、まず感謝したいと思います。ありがとうございます。沖縄の辺野古の海では、この基地を造らせてはいけない反対するグループと、どうしてもこの基地を造るんだという沖縄防衛局の攻防が毎日のようにニュースで報道されご承知と思います。昨年の沖縄の民意をはっきりさせた選挙が3つありました。1月に辺野古があります名護市の市長が、陸にも海にも基地を造らせない市長が圧倒的多数で当選いたしました。また11月の知事選挙では、この基地を認めないという知事が誕生いたしました。12月の総選挙ではオール沖縄のいわゆる基地は認めないオール沖縄の議員が4小選挙区で当選いたしました。沖縄の民意は請願の趣旨にも書いてありますが、普天間基地の名護への移設は認めないのが県民の民意であるのははっきりしています。翁長知事が6回に亘って官邸にこの沖縄の人たちの考えを申し上げるといふことで、上京しても、官邸は、面会しようとしません。これは沖縄県民140万人を優しい言葉で言えば、いじめているのではないかと。難しい言葉で言えば、沖縄に対する差別ではないかとと言われても仕方がないのではないかと思います。

今回の請願は沖縄の民意に背いて、国策ということで強制的に民意を跳ね返して強引にでも進めるといふ政府に対して、地方自治とは何か、民主主義とは何か。それが問われるこの沖縄の基地建設です。沖縄には全国の米軍専用施設の74%が沖縄に集中しています。翁長知事は、本当に米軍基地が日本に必要なら応分の負担を本土でやるべきではないかと言っています。私はその考え方に賛同するわけではないのですが、いずれにしても不条理だということですね。沖縄の今までの歴史では、もう米軍基地はいらないというのが民意なんですね。これはご承知のように70年前のあのアジアの太平洋戦争で唯一の地上戦が行われて、県民の4人に3人が犠牲になった事実、戦争が終わって27年間植民地のような米軍支配下に沖縄が置かれたのですね。そして

復帰した後も、もう 40 年続いていますけれども米軍基地はそのままの状態、こういった歴史の中から沖縄県民は、戦争に繋がる基地は反対だというのが総意なんですね。この総意に対して私たちは沖縄差別だけでなく沖縄に地方自治から関心を持ってほしいということで、今回の請願に至りました。私自身が 18 歳のときに就職で沖縄から名古屋に参りました。岩倉に住んで 40 年になります。すでにこちらに住んでいる期間が長いものですから、沖縄の心を忘れてはいけないと思って、今回この請願をぜひお願いしたい。そして採択してほしいとお願いして陳述に変えたいと思います。

請願人の意見陳述を終え、紹介議員の補足説明を省略し、質疑に入る。

〈請願人に対する質疑〉

問 沖縄県の置かれている現状、歴史についてお聞かせいただきました。昨今問題となっている沖縄県知事と国との関係、そこから導き出される地方自治ということで多面的な話をいただきました。市民活動として積極的に取り上げていただくことが大変重要である。政治のことは国や地方のみでいいというわけではなく、市民一人一人がおかしいなと思った時点で声を上げることが、これからの政治に求められる。市も市民参加条例も検討中である。

先ほど長野県の例からこのような請願に至ったという陳述がありましたが、このような請願は他の地方議会でも行われているのか。

答 長野県下伊那のほうで、今あちこちの自治体で請願を出したいということで、幾つかの住民の方が実際にこれとよく似た内容のものを請願として、3月の議会に間に合わないところについては6月に出す予定で、名古屋市でも私の知人が出す予定で、小牧市や津島市でも出されるということです。下伊那では1件か2件は、既に請願が出ているということです。3月中に審議され、結果が出ると思われます。

問 愛知県内では、3月定例会で請願が出されたのは、岩倉市だけか。

答 私が把握しているところは、そのとおりです。

問 請願項目に沖縄県知事、首相、関係省大臣との面談を速やかにとあるが、官邸においては内閣官房副長官が面会している。沖縄県知事が訪問して会えないことはテレビで放映されている。6回訪問しているようだが、あまり度が過ぎると、パフォーマンスように感じられないわけでない。由々しき事態と認識している。国と地方の協議の場に関する法律というのがあり、定期的に全国知事会、首長の団体、全国市議会代表等の地方6団体が国と協議するようになっている。地方に問題があれば全国知事会で沖縄県知事が働きかけながら、政府と協議することもあると思うが、沖縄県知事は、全国知事会に沖縄県が抱える諸問題を働きかけるような取組みをしているのか、ご存知であれば、お聞かせ願いたい。

答 全国知事会が開催されて、翁長知事は、はっきりと沖縄の負担軽減を各知事をお願いしているは事実で報道もされました。陳述に加えたかったのですが、政府の辺野古基地の移設は、本当に移設なのかどうか。今回できる新しい基地は、水中でも陸でも攻撃できる戦車を陸揚げできる港湾もできるし、ヘリパッドもできます。弾薬を搭載するエリアを確保しています。普天間基地にない機能を作ろうとしています。政府は埋立面積が今の普天間基地の3分の1と言っていますが、実際はキャンプシュワブという広大な基地があり、広大な弾薬庫があります。戦闘機に積み込む場所もできます。長崎にしかない陸揚げする港の機能を持っていこうと、負担軽減や移設でなく耐用年数200年という基地を造ろうとしています。翁長知事は子どもや孫たちにあのジュゴンが泳いでいるきれいな海を未来のために残そうと、自然を残そうと知事が強調したところですが、地方自治としての意見でありますから、知らないよというのは別だと思えます。態度どうかと問われていると思えます。

問 辺野古新基地建設への賛成・反対を問わずとなっているから、それを議論する場ではないと思う。沖縄の海ならず各地方では、過疎化の問題、人口減少の問題が切実な問題が顕在化しつつある。国と地方との協議の場で、議論し、必要であれば真に地方分権化を進めていることになるだろうと思う。翁長知事も全国知事会でも発言をしている。結果を承知していないが、そういった努力も必要であると思う。全国の知事に共感を求めていく努力も必要である。もう一つの請願項目である沖縄を辺野古新基地に誘導するための予算削減との懸念を抱かせる今回の沖縄振興予算案の削減を白紙に戻すこととあるが、沖縄県知事は、このようなことを求めているのか。

答 知事がわざわざ官邸に出向いて面会を求めているのは、そのことを訴えるためです。沖縄の民意を伝えることと予算案は、当初内閣で決めたとおりに執行するようこの2点を話すために官邸に面会を求めています。予算が決まってしまえば、言いつばなし、聞きつばなしになってしまいます。ご承知のように沖縄は27年間、米軍の統治下の間、いわゆる基地交付金はゼロでした。米軍統治のためにインフラは遅れ、本土並みにするために作られたのが沖縄振興予算でありました。政府の国策と違う知事が誕生したら、その予算を削るというのは、政府も公式には基地問題と交付金は表ではリンクしないと言っていますが、実際は思うようにいかない知事が誕生したので見せつけのように削っているのが現実です。リンクしていないと言いながら本当はリンクしているのです。交付金の意味からしても違うのではないかと考えています。

問 私の承知している範囲では、平成27年度予算が国において1月14日に閣議決定された。沖縄県知事は、記者団に対して大変厳しい財政事情の中で、しっかりと予算を確保していただいたと記者団に語っている。新聞記事にも載っている。二つ目の請願内容とは違うのではないか。沖縄県知事は評価と言えなくても記者団に語っているが、沖縄県知事の発言をどのように受け止めているのか。

答 一 昨年12月に仲井真知事の際、予算を閣議決定してこれだけと数字を見せています。知事が変わったらどうして減らされるのか、考えられないことです。前の閣議決定どおりに戻す要求は正当だと思います。決められた数字がどのくらい削られたかわかりませんが、1割削られてほっとしたのかも知れません。知事の交代でなぜ変わるのか、基地の建設に協力する知事か、そうでない知事かで判断されたと思わざるを得ません。

質疑を終結し、討論に入る。

〈反対討論〉

請願第4号「地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書」につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本にある在日米軍専用施設のおよそ74%が沖縄に集中しています。世界でも最も危険な基地と言われる普天間飛行場の除去は、速やかに行われることが必要と考えます。しかし、安全保障体制をどうするかという問題とも密接に関連しており、さらに近年の東アジアにおいては、中国による尖閣諸島への領海や領空の侵犯といった事案やサンゴの密漁という問題など絶えず緊張関係にあります。こうした問題は、日本国民全体で議論し、沖縄県に過度の負担が生じないような配慮は必要と考えます。請願第4号は、地方自治の観点から、沖縄県知事と総理や関係大臣の面談を求めることを項目の一つとしておりますが、先ほど質疑の中で述べましたように国と地方の協議の場というものがありますので、もっと多面的に努力すべき余地はあるのではないかと考えます。もう一つの請願項目である、辺野古新基地に誘導するための予算削減を白紙に戻すこととありますが、新年度予算につきましては、本年1月14日に閣議決定された時点で、沖縄県知事は記者団に大変厳しい財政事情の中で、しっかりと予算を確保していただいたと評価しております。こうしたことから、請願項目は何を根拠に沖縄振興予算案の削減を白紙に戻

すこととしているのか、はっきりしておりません。賛同すべき理由は見当たらない請願であると考えます。

以上の理由から、本請願については、反対といたします。

〈賛成討論〉

請願第4号「地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書」につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

昨年来、安倍政権、沖縄防衛局、そして海上保安庁、警察は名護市得辺野古への新基地移設を強行しています。明確な県民世論を無視して強行する基地建設の暴挙に抗議するとともに、ただちに中止を求める立場でもあります。

沖縄県民の新基地建設への意思はすでに明確になっています。2013年1月の41全市町村長などが連名で安倍首相に提出をした建白書や、基地建設に断固反対する稲嶺市長が圧勝した2014年1月の名護市長選挙、11月の沖縄知事選挙での新基地建設反対の候補が全4小選挙区で勝利していることに示されております。

それにもかかわらず、安倍政権は翁長知事との面会さえ拒否するという態度であります。このように異なった意見に耳を傾けず、県民の代表にさえ会おうとしない態度は、新基地建設強行にも表れているのではないのでしょうか。海上保安庁の海上保安官による警備は常識を逸脱していると琉球新報なども報道されています。新基地建設反対の沖縄県民の民意は明瞭な形で示されています。その民意を受けて中断するのが筋ではないのでしょうか。沖縄県民の怒りの声に耳を傾けない、強行策しかやれないというのは、この政権が民主主義の国の政権としては失格であり、そしてまた地方自治と民主主義を踏みにじるものです。

国家の政策と自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方

自治の原則に立ち、自治体を代表する首長及び自治体議会との真摯な話し合いを通じて、両者の溝を埋めることも必要だと考えます。話し合いを回避した上で予算削減という手段も加えたのでは、国の側が混乱を引き起こすことになりかねません。

地方自治の本旨を堅持するためにも、この請願については賛成とさせていただきます。

〈賛成討論〉

請願第4号「地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書」につきまして、賛成の討論を行います。

私はこの間、いろいろな新聞記事を見させていただきました。学識経験者3名の方のご意見を発表させて訴えさせていただきます。名前は言いませんけれども、ある人は徹底的な対話、沖縄問題、政治に共感が必要。その中で語られているのは、日本国民として本土の人たち以上に過酷な戦争を戦った沖縄県民に対し、日本国政府は特別な配慮をしてほしいというのが、前に言われておりました。歴史的にも文書があるということです。戦後、日本の安全保障のため社会的、精神的に大きな負担を引き受けてきた沖縄の人たちが抱いてきた日本という国に対する想いを真摯に正面から受け止めてきたかどうか、という問いかけもされております。沖縄の基地問題を巡っては主権国家内の中央と地方の関係が大きく問われている課題と指摘されております。また、ある人は衆議院選の県内の小選挙区の結果を見れば、新基地建設反対の沖縄の民意は明らか、それを踏みにじてでも米軍に基地を提供するのが民主政治として正しいのかと問いかけもしています。最後の3人目ですが、沖縄の基地問題の解決は、日本全体の安全保障と民主主義の未来にかかわるほどであり、しっかりとした話し合いをしていくべきであるべきと問いかけております。地方自治の堅持であると同時に請願法も国会で認められておりますし、やはり地方自治も問われている部分もあります。そういう中でやは

り、東京、沖縄、岩倉市も共感を持ってこの問題にかかわっていくべきだと私は思います。そういう意味合いで賛成といたします。

〈賛成討論〉

請願第4号「地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書」につきまして、賛成の討論を行います。

私は、単に反対の意見を聞かないのは政府として寂しく思います。また反対した意見の者に対して削減することも民主主義、国会の関係ではおかしなものと思っておりますので、賛成といたします。

討論を終結し、採決に入る。

採決の結果、賛成・反対同数となり、岩倉市議会委員会条例第15条の規定により委員長が本請願に対する可否を裁決することとしました。請願第4号は採択することに反対としました。

よって、請願第4号は、賛成少数により不採択すべきものと決した。